

奈良県告示第四百二十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があつた。

平成二十六年三月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 解除予定保安林の所在場所 吉野郡十津川村大字重里六五七の一
- 二 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- 三 解除の理由 指定理由の消滅